

令和元年6月の主な動き、取組

1 雇用失業情勢への対応(平成31年4月内容)

有効求人数 43,357人 対前年同月比 2.3%増 (56か月連続の増加)
有効求職者数 33,539人 対前年同月比 3.9%減 (16か月連続の減少)
有効求人倍率 1.37倍 対前月比 0.03ポイント増

- ・ 各種支援事業、求職者支援制度、各種助成金などの活用による就職促進
- ・ 積極的な求人開拓の実施
- ・ 若者、女性、障害者、高年齢者の就職実現

2 新規高等学校卒業予定者に係る求人受付開始

6月3日(月)から高卒求人の受付を開始します。
高等学校への求人票の提示は7月1日(月)から解禁。

3 鹿児島労働安全衛生大会を開催します

令和元年度全国安全週間(7月1日～7日)において、7月1日(月)に令和元年度鹿児島労働安全衛生大会を開催。

全国安全週間の準備期間(6月)に、県内39箇所で全国安全週間説明会を開催。

4 梅雨時期の土砂崩壊等による労働災害の防止に取り組みます

5 労働保険の年度更新(申告・納付)は6月3日から7月10日までです

労働保険徴収室・労働基準監督署をはじめ県内25の会場で、労働保険年度更新申告書の受付を行います。郵送やインターネットによる手続も可能ですので、ぜひご利用ください。

4月の有効求人倍率は1.37倍で、前月を0.03ポイント上回り、過去最高となる

鹿児島県の4月の有効求人倍率(季節調整値)は1.37倍となり、前月を0.03ポイント上回りました。

新規求人倍率(同)は2.11倍となり、前月を0.17ポイント上回りました。

正社員有効求人倍率(原数値)は0.95倍となり、前年同月(0.86倍)を0.09ポイント上回りました。

新規求人数(同)は前年同月に比べ、2.0%増と2か月ぶりに増加しました。

産業別では、前年同月に比べ、建設業(13.7%減)は2か月連続の減少、製造業(11.1%増)は5か月ぶりの増加、運輸業、郵便業(25.4%増)は2か月ぶりの増加、卸売業、小売業(10.9%減)は2か月連続の減少、宿泊業、飲食サービス業(15.7%減)は2か月連続の減少、医療、福祉(6.6%増)は7か月連続の増加、その他のサービス業(22.2%増)は2か月ぶりの増加となりました。

新規求職者数(同)は前年同月に比べ7.6%減と13か月連続の減少となりました。

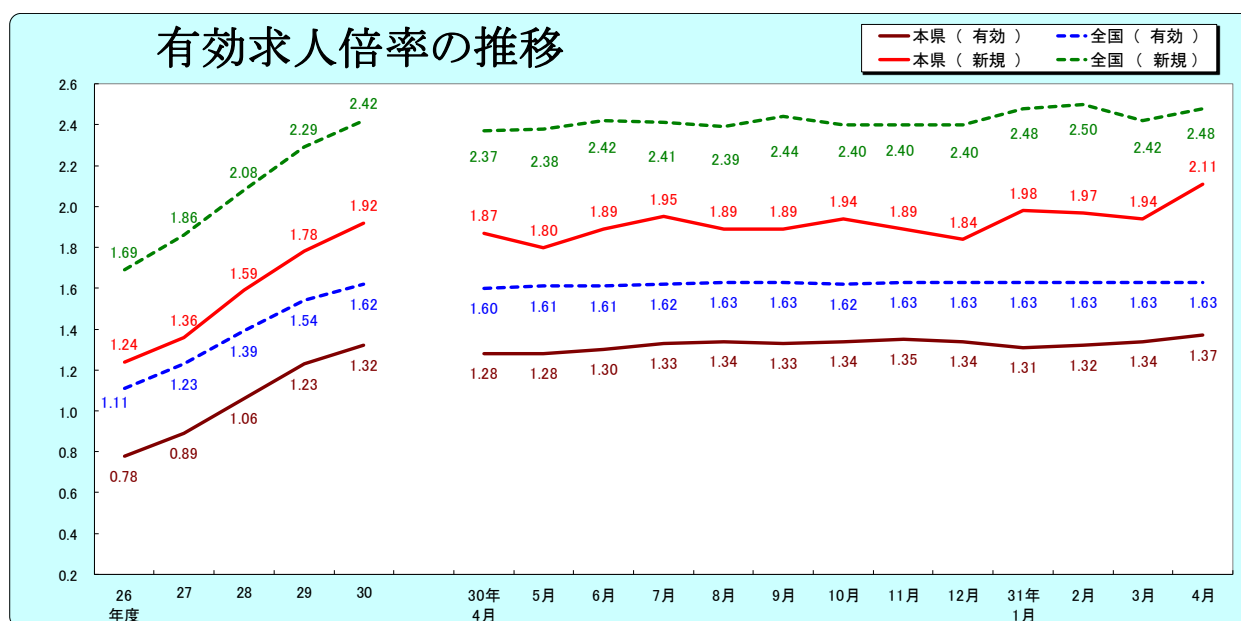
新規常用求職者について態様別に前年同月比で見ると、在職求職者(6.7%減)は13か月連続の減少、離職求職者(7.3%減)は3か月連続の減少、無業求職者(14.5%減)は2か月連続の減少となりました。

離職求職者の内訳では、事業主都合離職者(17.2%減)は3か月連続の減少、自己都合離職者(4.8%減)は3か月連続の減少となりました。

政府の4月の月例経済報告では、消費者物価は下方修正され、個人消費、設備投資、輸出、生産、企業収益、雇用情勢、については、いずれの項目も据え置かれました。景気の基調判断は、「このところ輸出や生産の一部に弱さもみられるが、緩やかに回復している」と据え置かれました。また、雇用情勢は「着実に改善している」と据え置かれました。

鹿児島県の雇用情勢は、有効求人倍率(季節調整値)が36か月連続で1倍台となり、有効求人数(原数値)が、56か月連続で前年同月を上回り、全体としては引き続き改善しているものの、今後の求人・求職の動きには注視してまいります。

鹿児島労働局では、現下の雇用情勢に適切に対応するため、若者・女性・障害者・高齢者の就業実現、地域の実情を踏まえた公共職業訓練や求職者支援訓練の推進、就職困難者等すべての求職者の就労に向けた重層的なセーフティネットの構築による就労・生活支援対策に積極的に取り組み、今後とも一層効果的な行政の展開に努めてまいります。

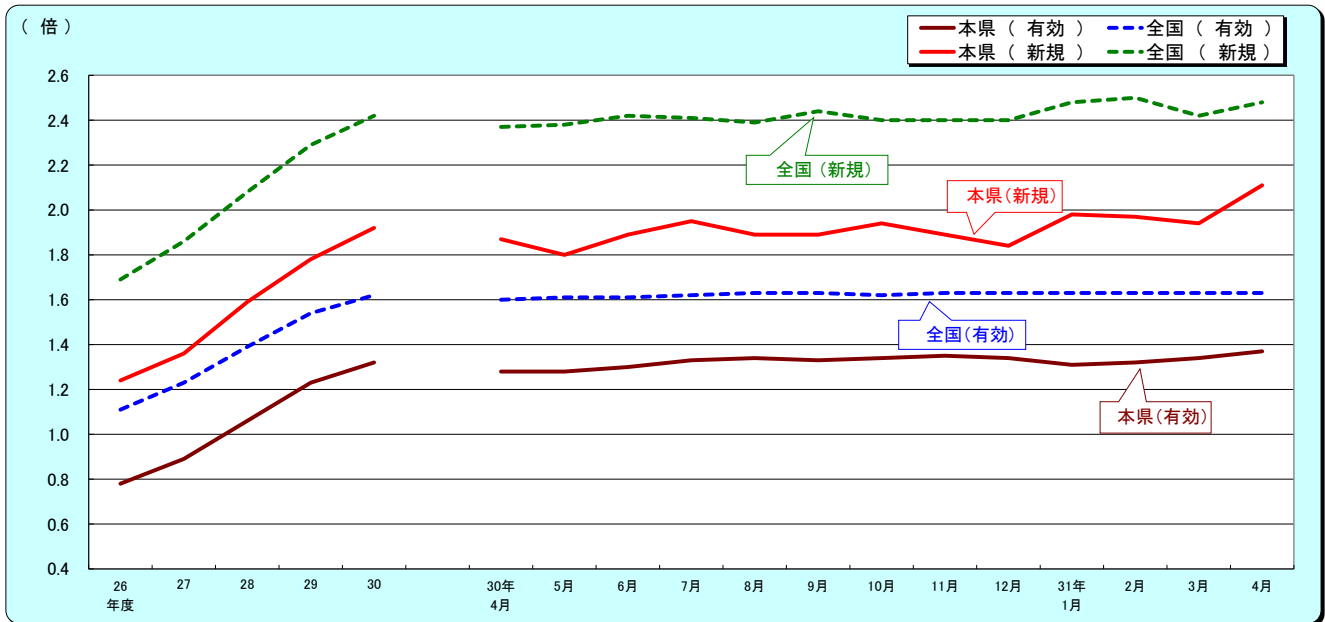


最近の雇用失業情勢 (平成31年4月分)

概況

・鹿児島県の4月の有効求人倍率(季節調整値)は1.37倍となり、前月を0.03ポイント上回った。
なお、全国の4月の有効求人倍率(季節調整値)は1.63倍となり、前月と同水準となった。

1. 求人倍率の推移(パートを含む、年度平均は原数値、各月は季節調整値)



		26年度	27	28	29	30	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	31年1月	2月	3月	4月
有効求人倍率	本県	0.78	0.89	1.06	1.23	1.32	1.28	1.28	1.30	1.33	1.34	1.33	1.34	1.35	1.34	1.31	1.32	1.34	1.37
	全国	1.11	1.23	1.39	1.54	1.62	1.60	1.61	1.61	1.62	1.63	1.63	1.62	1.63	1.63	1.63	1.63	1.63	1.63
新規求人倍率	本県	1.24	1.36	1.59	1.78	1.92	1.87	1.80	1.89	1.95	1.89	1.89	1.94	1.89	1.84	1.98	1.97	1.94	2.11
	全国	1.69	1.86	2.08	2.29	2.42	2.37	2.38	2.42	2.41	2.39	2.44	2.40	2.40	2.40	2.48	2.50	2.42	2.48

*30年12月以前の各月の季節調整値(下線部分)は季節調整値替済み

2. 求人の動き(パートを含む、原数値)

4月の新規求人数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ2.0%増と2ヶ月ぶりの増加となった。

4月の新規求人数(同)を産業別に前年同月比で見ると、【建設業】(13.7%減)は2ヶ月連続の減少、【製造業】(11.1%増)は5ヶ月ぶりの増加、【運輸業、郵便業】(25.4%増)は2ヶ月ぶりの増加、【卸売業、小売業】(10.9%減)は2ヶ月連続の減少、【宿泊業、飲食サービス業】(15.7%減)は2ヶ月連続の減少、【医療、福祉】(6.6%増)は7ヶ月連続の増加、【サービス業】(22.2%増)は2ヶ月ぶりの増加となった。

4月の有効求人数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ2.3%増と56ヶ月連続の増加となった。

()内前年同月比(%)

新産業分類	平成30年度 (月平均)		平成31年							
	1月	2月	3月	4月	1月	2月	3月	4月		
新規求人数	15,055	(2.5)	16,589	(6.1)	17,345	(6.1)	14,599	(▲ 3.1)	15,523	(2.0)
D 建設業	1,223	(1.1)	1,096	(▲ 15.2)	1,267	(14.9)	1,183	(▲ 8.0)	1,109	(▲ 13.7)
E 製造業	1,418	(▲ 3.8)	1,436	(▲ 5.2)	1,419	(▲ 7.0)	1,280	(▲ 9.2)	1,459	(11.1)
H 運輸業、郵便業	634	(▲ 1.5)	595	(12.7)	678	(2.6)	693	(▲ 1.6)	577	(25.4)
I 卸売業、小売業	2,292	(1.5)	2,533	(3.0)	2,971	(19.4)	1,820	(▲ 10.2)	2,221	(▲ 10.9)
M 宿泊業、飲食サービス業	1,166	(▲ 3.7)	1,274	(▲ 14.3)	1,174	(0.4)	1,032	(▲ 10.0)	1,288	(▲ 15.7)
P 医療、福祉	4,253	(8.0)	4,973	(13.3)	4,869	(13.4)	4,429	(2.7)	4,593	(6.6)
R サービス業(他に分類されないもの)	1,691	(6.7)	1,829	(31.3)	2,056	(3.5)	1,391	(▲ 16.7)	1,771	(22.2)
有効求人数	41,923	(3.3)	41,596	(1.2)	44,469	(3.1)	45,161	(2.6)	43,357	(2.3)

3. 求職の動き(パートを含む、原数値。但し、※「うち34歳以下」と、※(新規常用求職者態様別内訳)は臨時・季節を除く常用。)

4月の新規求職者数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ7.6%減と13ヶ月連続の減少となった。

新規常用求職者について態様別に前年同月比で見ると、在職求職者(6.7%減)は13ヶ月連続の減少となった。

また、離職求職者(7.3%減)は3ヶ月連続の減少、無業求職者(14.5%減)は2ヶ月連続の減少となった。

離職求職者の内訳をみると、事業主都合離職者(17.2%減)は3ヶ月連続の減少となった。

自己都合離職者(4.8%減)は3か月連続の減少となった。

4月の受給資格決定件数(0.8%増)は3ヶ月ぶりの増加となった。

また、受給者実人員(6.0%増)は6ヶ月連続の増加となった。

4月の有効求職者数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ3.9%減と16ヶ月連続の減少となった。

()内前年同月比(%)

	平成30年度 (月平均)		平成31年							
			1月		2月		3月		4月	
新規求職者数	7,856	(▲ 4.7)	8,839	(▲ 1.6)	8,405	(▲ 2.7)	8,307	(▲ 10.6)	9,861	(▲ 7.6)
44歳以下	4,234	(▲ 9.1)	4,531	(▲ 10.4)	4,310	(▲ 6.4)	4,430	(▲ 13.5)	4,891	(▲ 11.2)
※うち34歳以下	2,570	(▲ 11.4)	2,661	(▲ 14.2)	2,534	(▲ 9.6)	2,738	(▲ 14.9)	3,055	(▲ 10.6)
45歳以上	3,622	(1.0)	4,308	(9.6)	4,095	(1.6)	3,877	(▲ 7.0)	4,970	(▲ 3.9)
うち55歳以上	2,212	(3.0)	2,624	(16.0)	2,490	(2.8)	2,410	(▲ 5.6)	3,407	(▲ 1.4)
うち65歳以上	806	(16.1)	946	(22.2)	834	(6.1)	940	(0.9)	1,440	(0.3)
雇用保険受給資格決定件数	2,029	(▲ 0.4)	2,032	(7.7)	1,784	(▲ 1.9)	1,771	(▲ 5.7)	3,330	(0.8)
有効求職者数	31,686	(▲ 4.1)	29,667	(▲ 2.5)	31,479	(▲ 0.4)	32,748	(▲ 3.3)	33,539	(▲ 3.9)
44歳以下	15,917	(▲ 8.2)	14,759	(▲ 8.6)	15,483	(▲ 5.6)	16,149	(▲ 7.7)	16,281	(▲ 7.6)
※うち34歳以下	9,652	(▲ 9.9)	8,809	(▲ 11.0)	9,192	(▲ 8.6)	9,640	(▲ 10.2)	9,889	(▲ 8.9)
45歳以上	15,770	(0.3)	14,908	(4.4)	15,996	(5.3)	16,599	(1.4)	17,258	(▲ 0.2)
うち55歳以上	10,004	(1.9)	9,366	(7.3)	10,044	(7.7)	10,468	(3.7)	11,312	(1.6)
うち65歳以上	3,246	(19.7)	2,966	(21.4)	3,234	(17.2)	3,561	(13.2)	4,070	(4.9)
雇用保険受給者実人員	6,189	(▲ 0.2)	5,989	(6.8)	5,768	(4.3)	5,533	(0.02)	5,756	(6.0)

※(新規常用求職者態様別内訳)

()内前年同月比(%)

	平成30年度 (月平均)		平成31年							
			1月		2月		3月		4月	
新規常用求職者	7,791	(▲ 4.8)	8,788	(▲ 1.8)	8,346	(▲ 2.8)	8,261	(▲ 10.6)	9,779	(▲ 7.9)
在職求職者	2,203	(▲ 7.6)	2,843	(▲ 10.8)	3,072	(▲ 2.3)	2,697	(▲ 10.4)	1,787	(▲ 6.7)
離職求職者	4,784	(▲ 2.1)	5,147	(5.9)	4,415	(▲ 4.1)	4,618	(▲ 9.8)	7,117	(▲ 7.3)
うち事業主都合	1,069	(▲ 2.3)	1,068	(5.6)	1,021	(▲ 9.2)	1,053	(▲ 11.7)	1,916	(▲ 17.2)
うち自己都合	3,440	(▲ 2.9)	3,799	(4.5)	3,161	(▲ 2.5)	3,295	(▲ 10.4)	4,605	(▲ 4.8)
無業求職者	804	(▲ 11.7)	798	(▲ 11.6)	859	(2.1)	946	(▲ 14.5)	875	(▲ 14.5)

4. 就職の動き(パートを含む。但し、※「うち34歳以下」は臨時・季節を除く常用。)

4月の就職件数(パートを含む)は、前年同月に比べ5.5%減と2ヶ月連続の減少となった。

()内前年同月比(%)

	平成30年度 (月平均)		平成31年							
			1月		2月		3月		4月	
就職件数	3,277	(▲ 2.9)	2,632	(▲ 3.5)	3,294	(4.4)	4,181	(▲ 8.0)	3,914	(▲ 5.5)
44歳以下	1,827	(▲ 6.9)	1,455	(▲ 8.1)	1,779	(▲ 2.9)	2,200	(▲ 10.4)	2,015	(▲ 13.1)
※うち34歳以下	988	(▲ 8.8)	721	(▲ 13.8)	943	(▲ 3.5)	1,162	(▲ 12.4)	1,104	(▲ 14.0)
45歳以上	1,450	(2.6)	1,177	(3.0)	1,515	(14.7)	1,981	(▲ 5.4)	1,899	(4.1)
うち55歳以上	776	(5.9)	615	(3.0)	835	(19.3)	1,073	(▲ 2.1)	1,088	(12.0)
うち65歳以上	191	(28.9)	145	(20.8)	170	(7.6)	257	(16.3)	306	(16.8)
雇用保険受給者	829	(▲ 0.4)	669	(4.2)	872	(18.8)	853	(▲ 9.2)	830	(▲ 1.4)

5. 完全失業率(全国)

	28年平均	29年平均	30年平均	30年11月	12月	31年1月	2月	3月	4月
完全失業率(%)	3.1	2.8	2.4	2.5	2.4	2.5	2.3	2.5	2.4
完全失業者数(万人)	208	190	166	168	159	166	156	174	176

※完全失業率は季節調整値

*下線部分は季節調整済済み

資料出所:総務省統計局「労働力調査」

6.正社員の職業紹介状況(原数値)

()内前年同月比(求人数、求職者数は%、その他はポイント)

	平成30年度 (月平均)		平成31年							
			1月	2月	3月	4月				
正社員新規求人倍率	1.30	(0.13)	1.22	(0.12)	1.31	(0.13)	1.24	(0.13)	1.12	(0.12)
正社員新規求人数	6,392	(3.9)	6,906	(4.3)	6,927	(6.9)	6,508	(0.03)	6,637	(4.8)
全新規求人における 構成比	42.5%	(0.6)	41.6%	(▲ 0.7)	39.9%	(0.3)	44.6%	(1.4)	42.8%	(1.2)
新規常用フルタイム 求職者数	4,909	(▲ 6.9)	5,646	(▲ 6.0)	5,282	(▲ 3.6)	5,231	(▲ 11.0)	5,901	(▲ 6.9)
全新規求職者における 構成比	62.5%	(▲ 1.4)	63.9%	(▲ 2.9)	62.8%	(▲ 0.7)	63.0%	(▲ 0.3)	59.8%	(0.4)
正社員有効求人倍率	0.95	(0.10)	1.01	(0.09)	0.99	(0.06)	0.97	(0.08)	0.95	(0.09)
全 国	1.13	(0.10)	1.21	(0.07)	1.18	(0.07)	1.14	(0.07)	1.08	(0.06)
正社員有効求人数	18,080	(5.1)	18,165	(3.0)	18,986	(3.5)	19,175	(3.3)	18,890	(4.5)
全有効求人における 構成比	43.1%	(0.7)	43.7%	(0.8)	42.7%	(0.2)	42.5%	(0.3)	43.6%	(1.0)
有効常用フルタイム 求職者数	19,041	(▲ 6.4)	18,022	(▲ 5.6)	19,167	(▲ 3.0)	19,827	(▲ 5.4)	19,970	(▲ 4.6)
全求職者における 構成比	60.1%	(▲ 1.5)	60.7%	(▲ 2.0)	60.9%	(▲ 1.6)	60.5%	(▲ 1.4)	59.5%	(▲ 0.5)

※常用フルタイム求職者・・・パート及び4カ月未満の臨時を希望する求職者以外の求職者

7.令和元年度 鹿児島労働局 安定所別 有効求人倍率(原数値)

※パートタイムを含む 様式3

安定所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
鹿児島地域	有効求職	12,467											12,467
	有効求人	18,412											18,412
	求人倍率	1.48											1.48
北薩地域	有効求職	4,327											4,327
	有効求人	5,498											5,498
	求人倍率	1.27											1.27
川内	有効求職	2,255											2,255
	有効求人	2,518											2,518
	求人倍率	1.12											1.12
出水	有効求職	1,584											1,584
	有効求人	2,251											2,251
	求人倍率	1.42											1.42
宮之城	有効求職	488											488
	有効求人	729											729
	求人倍率	1.49											1.49
大隅地域	有効求職	4,559											4,559
	有効求人	5,622											5,622
	求人倍率	1.23											1.23
鹿屋	有効求職	2,898											2,898
	有効求人	3,686											3,686
	求人倍率	1.27											1.27
大隅	有効求職	1,661											1,661
	有効求人	1,936											1,936
	求人倍率	1.17											1.17
南薩地域	有効求職	4,226											4,226
	有効求人	4,765											4,765
	求人倍率	1.13											1.13
加世田	有効求職	1,522											1,522
	有効求人	1,649											1,649
	求人倍率	1.08											1.08
伊集院	有効求職	1,705											1,705
	有効求人	1,810											1,810
	求人倍率	1.06											1.06
指宿	有効求職	999											999
	有効求人	1,306											1,306
	求人倍率	1.31											1.31
始良地域	有効求職	5,342											5,342
	有効求人	6,299											6,299
	求人倍率	1.18											1.18
国分	有効求職	4,541											4,541
	有効求人	5,525											5,525
	求人倍率	1.22											1.22
大口	有効求職	801											801
	有効求人	774											774
	求人倍率	0.97											0.97
熊毛地域	有効求職	650											650
	有効求人	758											758
	求人倍率	1.17											1.17
奄美地域	有効求職	1,968											1,968
	有効求人	2,003											2,003
	求人倍率	1.02											1.02
県計	有効求職	33,539											33,539
	有効求人	43,357											43,357
	求人倍率	1.29											1.29

※地域別：安定所の管轄区分

鹿児島地域・・・鹿児島
始良地域・・・国分、大口

北薩地域・・・川内、出水、宮之城
熊毛地域・・・熊毛

大隅地域・・・鹿屋、大隅
奄美地域・・・名瀬

南薩地域・・・加世田、伊集院、指宿

新規高等学校卒業予定者に係る 求人受付を開始します

高校生の求人受付が6月3日（月）から開始されます。

求人受付開始を控え、本日5月31日（金）に県、県教育委員会、国（鹿児島労働局）の合同で、経済団体5団体を訪問し、来春の新規学卒者の求人の早期提出、早期選考及び県内企業の魅力・認知度の向上についての要請書を手渡して、各団体の会員企業への周知をお願いすることとしています。

高校生が応募先を選択する場合、高校生の採用選考が開始される9月16日に向けて、夏休み期間中に、本人、保護者、教職員の三者で応募先を検討する傾向にあるため、夏休み前に提出された求人がまず先に検討の対象となっているものと思われます。

全国的に有効求人倍率は上昇傾向が継続しており、人手不足感から企業全体として採用意欲が高まっていることから、来春の新規学卒者の人材確保のためにも、求人の早期提出をお願いいたします。

（鹿児島労働局 職業安定部 訓練室）

令和2年3月新規高等学校卒業予定者を 対象とした求人の受付開始について

【高校生の採用選考スケジュール】

① ハローワークでの求人受付

令和元年 6月 3日（月）から

② 企業から学校への求人提出・学校での公開

令和元年 7月 1日（月）から

③ 学校から企業への推薦開始

令和元年 9月 5日（木）から

④ 企業での選考・内定開始

令和元年 9月 16日（月）から



鹿児島労働安全衛生大会を開催します

令和元年度全国安全週間（7月1日～7日）」において、7月1日（月）に令和元年度鹿児島労働安全衛生大会を開催。

全国安全週間の準備期間（6月）に、県内39箇所で開催説明会を開催。

7月1日から、「新たな時代に PDCA みんなで築こう ゼロ災職場」をスローガンとする第92回全国安全週間が始まります。

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、一度の中断もなく続けられ、今年で92回目を迎えます。

7月1日（月）に、鹿児島労働局主唱により、令和元年度鹿児島労働安全衛生大会を開催します。

また、全国安全週間準備期間である6月1日から6月30日までの間に、管内5箇所の労働基準監督署と労働災害防止団体等との連携により、県内の39会場で全国安全週間説明会を開催し、それぞれの職場で、労働災害防止の重要性を認識し、安全活動が着実に実施されるよう、指導・啓発に取り組みます。

さらに、6月は「STOP！転倒災害プロジェクト」の重点取組期間であることから、併せて全国安全週間説明会において指導・啓発に取り組みます。

（労働基準部健康安全課）

資料 令和元年度 全国安全週間実施要綱
令和元年度 鹿児島労働安全衛生大会 会次第(案)
令和元年度 全国安全週間説明会日程表
STOP！転倒災害プロジェクト実施要綱及びリーフレット

令和元年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で92回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているが、平成30年の労働災害については、死亡災害は前年を下回る見込みである。しかし、休業4日以上死傷災害については、転倒災害の増加等により3年連続で、前年を上回る見込みである。業種別では陸上貨物運送事業や第三次産業で増加率が高く、事故の型別では「転倒」や熱中症を中心とする「高温・低温の物との接触」で増加率が高くなっている。これらの要因としては基本的な安全対策が不十分なことによる災害の発生や、業種を問わず増加を続けている転倒災害が冬季を中心に発生していることが考えられる。

また、近年増加している高年齢労働者対策や、今後増加が見込まれる外国人労働者対策をはじめとする、就業構造の変化及び働き方の多様化に対応等も考慮した、日々の仕事が安全なものとなるような取組が求められる。

このような状況を踏まえ、更なる労働災害の減少を図ることを決意して、令和元年度全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

新たな時代に PDCA みんなで築こう ゼロ災職場

2 期 間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

(1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。

- (2) 様々な広報媒体を通じて広報を行う。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

9 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。

(1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

- ①安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ②安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
- ⑤緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

(2) 継続的に実施する事項

① 安全衛生活動の推進

ア 安全衛生管理体制の確立

- (ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
- (イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
- (ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
- (エ) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立

イ 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

- (ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
- (イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
- (ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
- (エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

ウ 自主的な安全衛生活動の促進

- (ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- (イ) 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ リスクアセスメントの実施

- (ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- (イ) SDS(安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化

学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進（「ラベル
でアクション」の取組の推進）

オ その他の取組

- (ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- (イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実

② 業種の特性に応じた労働災害防止対策

ア 建設業における労働災害防止対策

(ア) 一般的事項

- a 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止用器具の積極的な導入と適切な使用
- b 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
- c 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
- d 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保

(イ) 東日本大震災及び平成 28 年熊本地震に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策

- a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
- b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

イ 製造業における労働災害防止対策

(ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施

- (イ) 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
- (ウ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- (エ) 装置産業の事業場における高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- (オ) 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

ウ 林業の労働災害防止対策

(ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施

(イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

エ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

(ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施

(イ) 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施

(ウ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施

(エ) トラックの逸走防止措置の実施

(オ) トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施

オ 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

(ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析

(イ) 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知

(ウ) 職場点検、4 S 活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、

- 危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化
(エ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発
- ③ 業種横断的な労働災害防止対策
- ア 転倒災害防止対策（STOP！転倒災害プロジェクト）
(ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
(イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
(ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施
(エ) 転倒災害防止のため安全衛生教育時における視聴覚教材の活用
- イ 交通労働災害防止対策
(ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
(イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
(ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
(エ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
- ウ 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
(ア) 雇入れ時教育の徹底・内容の充実
(イ) 非正規雇用労働者、技能実習生等の外国人労働者を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化（ウ）母国語や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
(エ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施
(オ) 高年齢労働者に配慮した職場改善の実施
- エ 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）
(ア) WBGT値（暑さ指数）の把握とその結果に基づく適正な作業環境管理、休憩時間の確保を含む作業管理の実施
(イ) 計画的な熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）の設定
(ウ) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取
(エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を有する者に対する配慮、日常の健康管理や健康状態の確認
(オ) 熱中症予防に関する教育の実施
(カ) 異常時の速やかな病院への搬送や救急隊の要請
(キ) 熱中症予防管理者の選任と職場巡視等

令和元年度 鹿児島労働安全衛生大会 会次第（案）

- | | | | |
|---|---|--------------------------|-------------|
| 1 | 日時 | 令和元年7月1日（月） | 13:00～16:20 |
| 2 | 場所 | 鹿児島市民文化ホール（鹿児島市与次郎2-3-1） | |
| 3 | 大会次第 | | |
| | (1) 開場・受付開始 | | 12:00 |
| | (2) 開会・黙祷 | | 13:00 |
| | (3) 開会の辞 | | 13:05 |
| | (4) 表彰式 | | 13:10 |
| | 鹿児島労働局長賞授与 | | |
| | (5) 挨拶 | | 13:25 |
| | ① 大会会長 鹿児島県労働基準協会会長 | | |
| | ② 鹿児島労働局長 | | |
| | (6) 来賓祝辞 | | 13:40 |
| | ① 鹿児島県知事 | | |
| | ② 鹿児島市長 | | |
| | ③ 鹿児島県経営者協会会長 | | |
| | ④ 日本労働組合総連合会鹿児島県連合会長 | | |
| | 休憩（15分）ストレッチ体操 | | 13:55 |
| | (7) 特別講演 「脳卒中について」～その予防と両立支援～ | | 14:10 |
| | 講師 (公社)鹿児島県労働基準協会
ヘルスサポートセンター鹿児島
産業健診医局産業保健部
副部長 河村 裕（かわむら ゆたか）氏 | | |
| | (8) 特別講演 「先進的な「働き方改革」で従業員満足度の
向上を図る」
～離島の中小企業で人材が育つ・集まる～ | | 15:10 |
| | 講師 町田酒造株式会社
代表取締役社長 中村 安久（なかむら やすひさ）氏 | | |
| | (9) 大会宣言 | | 16:10 |
| | (10) 閉会の辞 | | 16:15 |
| | (11) 閉会 | | 16:20 |

令和元年度 全国安全週間説明会日程表

	日 時	業 種	主催者	会 場
鹿児島署管内	6月5日(水)13時30分～	建設	建災防	種子島建設会館大会議室
	6月6日(木)10時00分～	一般	基準協会	同上
	6月7日(金)10時30分～	建設	建災防	指宿建設会館
	6月7日(金)14時00分～	一般	基準協会	指宿市民会館
	6月10日(月)13時30分～	一般	基準協会	枕崎市民会館第1会議室(2階)
	6月11日(火)10時00分～	建設	建災防	南薩建設業会館
	6月11日(火)13時30分～	一般	基準協会	南さつま市民会館第2会議室(2階)
	6月12日(水)14時00分～	一般	基準協会	鹿児島県歴史資料センター黎明館
	6月13日(木)10時00分～	建設	建災防	凌雲閣
	6月14日(金)14時00分～	一般	基準協会	ホテルアクア串木野
	6月18日(火)14時00分～	一般	基準協会	鹿児島総合卸商業団地協同組合オロシティホール
	6月19日(水)10時00分～	建設	建災防	鹿児島県建設センター
	6月21日(金)10時00分～	建設	建災防	日置建設会館
	6月24日(月)13時30分～	建設	建災防	建築会館
	6月25日(火)13時30分～	建設	建災防	屋久島建設会館
6月26日(水)10時00分～	一般	基準協会	屋久島環境文化村センター	
川内署管内	6月7日(金)13時30分～	建設	建災防	宮之城建設会館
	6月11日(火)13時30分～	一般	基準協会	薩摩川内市国際交流センター
	6月12日(水)10時00分～	建設	建災防	川内建設会館
	6月13日(木)10時00分～	建設	建災防	出水建設会館
	6月13日(木)14時00分～	一般	基準協会	出水市中央公民館
	6月14日(金)10時30分～	建設	建災防	甑島建設会館
鹿屋署管内	6月5日(水)13時30分～	建設	建災防	大根占建設会館
	6月11日(火)13時30分～	建設	建災防	曾於建設会館
	6月12日(水)14時00分～	一般	基準協会	鹿屋市中央公民館
	6月14日(金)13時30分～	建設	建災防	鹿屋建設会館
	6月20日(木)13時30分～	一般	基準協会	志布志市文化会館
加治木署管内	6月11日(火)10時00分～	建設	建災防	大口建設会館
	6月11日(火)14時00分～	一般	基準協会	伊佐市文化会館
	6月12日(水)10時00分～	建設	建災防	始良郡建設会館
	6月12日(水)14時00分～	一般	基準協会	加音ホール
	6月13日(木)10時00分～	建設	建災防	栗野建設会館
名瀬署管内	6月3日(月)10時00分～	建設業以外	基準協会	奄美振興会館(奄美文化センター)
	6月7日(金)13時30分～	全業種	合同	瀬戸内建設会館
	6月11日(火)10時00分～	全業種	合同	与論町中央公民館
	6月12日(水)10時00分～	全業種	合同	和泊町中央公民館
	6月14日(金)10時00分～	建設業	建設業協会	奄美建設会館
	6月18日(火)13時30分～	全業種	合同	徳之島建設会館
	6月25日(火)14時00分～	全業種	合同	喜界町中央公民館



STOP! 転倒災害

プロジェクト


転倒の危険をチェックしてみましょう

転倒災害防止のためのチェックシート



チェック項目		<input type="checkbox"/>
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3	安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4	転倒を予防するための教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>
5	作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつちょうど良いサイズのものを選んでいませんか	<input type="checkbox"/>
6	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などを標識などで注意喚起していますか	<input type="checkbox"/>
8	ながらスマホやポケットに手を入れたまま歩くこと、手すりを持たない階段の昇降などを禁止していますか	<input type="checkbox"/>
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>

チェックの結果は、いかがでしたか？

問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイデアを出し合いましょう！ 次頁の「見える化」も効果的です!! 

転倒危険場所を見える化しましょう！

転倒の危険を感じた場所の情報を収集し、労働者への共有を図ることが大切です。危険場所に下のステッカーの掲示を行うなど、転倒の危険を見える化しましょう！

※下のステッカーは、「STOP！転倒災害プロジェクト」のホームページからもダウンロードできます。

切り取り線

転倒危険！



コメント

STOP! 転倒災害プロジェクト

厚生労働省と労働災害防止団体では、**転倒災害**を撲滅するため「STOP! 転倒災害プロジェクト」を推進しています。

STOP! 転倒

事業者の皆さまは、職場の**転倒災害防止対策**を進めていただくとともに、適時にチェックリストを活用した**総点検**を行い、安全委員会などでの調査審議などを経て、**職場環境の改善**を図ってください。

転倒災害の特徴

特徴1 **転倒災害は最も多い労働災害!**

休業4日以上労働災害、約12万件のうち、転倒災害は**約2.8万件**と最も多く発生しており、近年増加傾向です。

特徴2 **特に高齢者で多く発生!**

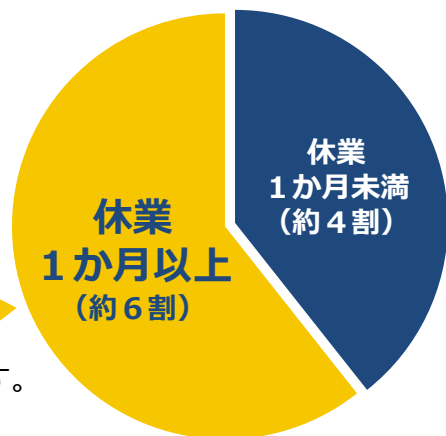
高齢者ほど転倒災害のリスクが増加し、55歳以上では55歳未満と比較してリスクが**約3倍**に増加します。

特徴3 **休業1か月以上が約6割!**

転倒災害による休業期間は**約6割が1か月以上**となっています。

特徴4 **冬季に多く発生!**



降雪の多い地域では、冬季に多く発生しています。



「平成29年転倒災害による休業期間の割合」 労働者死傷病報告 (厚生労働省) より作成

転倒災害の主な原因

▶ 転倒災害は、大きく3種類に分けられます。皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？

滑り	つまずき	踏み外し
 <p><主な原因></p> <ul style="list-style-type: none">床が滑りやすい素材である。床に水や油が飛散している。ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている。路面等が凍結している。	 <p><主な原因></p> <ul style="list-style-type: none">床の凹凸や段差がある。床に荷物や商品などが放置されている。	 <p><主な原因></p> <ul style="list-style-type: none">大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態で作業している。

転倒災害防止対策のポイント

▶ 転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。

4S (整理・整頓・清掃・清潔)	転倒しにくい作業方法	その他の対策
<ul style="list-style-type: none">歩行場所に物を放置しない床面の汚れ (水、油、粉など) を取り除く床面の凹凸、段差などの解消	<ul style="list-style-type: none">時間に余裕を持って行動滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行足元が見えにくい状態で作業しない	<ul style="list-style-type: none">移動や作業に適した靴の着用職場の危険マップの作成による危険情報の共有転倒危険場所にステッカーなどで注意喚起

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください!
「STOP! 転倒災害プロジェクト」

STOP! 転倒

梅雨時期の土砂崩壊等による労働災害の防止に取り組みます

鹿児島地方気象台より、5月14日頃に奄美地方が梅雨入りしたとみられるとの発表があり、鹿児島県本土でもこれから梅雨の時期となります。この時期は、大雨等による土砂崩壊災害が発生する懸念があり、また、これに伴う災害復旧工事等も行われます。

梅雨時期は、建設工事現場における土砂崩壊等による労働災害の発生が懸念されるため、鹿児島労働局では、「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」等を踏まえ、その日の作業を開始する前や降雨後の作業再開時に、作業箇所の事前点検や避難措置等の各種対策を講じるよう、関係団体等を通じた周知啓発や指導を実施してまいります。

なお、平成30年には、台風による災害復旧工事現場において、土砂崩壊による死亡災害が発生しています。

(労働基準部健康安全課)

資料 斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン

土砂崩壊による死亡災害事例

斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン

第1 趣旨・目的

道路工事、砂防工事等に伴う大規模な地山の掘削作業においては、斜面の安定性の観点から、通常は事前に詳細な地質調査が行われ、当該調査により把握した地質の状況と掘削高さによって事前に掘削勾配が決定される。しかし、各種工事の実施に伴う中小規模の地山の掘削作業では、十分な地質調査が事前になされておらず、施工開始後に設計図書が地質の状況を適切に反映していないことが判明する場合もある。また、掘削中の斜面は、降雨、湧水等により日々変化し、それらの変化が斜面崩壊につながり、労働災害が発生する場合がある。

このような労働災害を防止するため、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第355条では、地山の掘削の作業を行う場合において、地山の崩壊等により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、あらかじめ、作業箇所等について調査することが事業者には義務付けられており、また、第358条では、明かり掘削の作業を行う場合には、点検者を指名し、日々の地山の点検を実施すること等が事業者には義務付けられている。そして、斜面崩壊による労働災害の防止を図るためには、点検により地山の状況を的確に把握すること及び工事関係者が点検結果に基づいた斜面崩壊の危険性に関する情報を共有することが必要不可欠である。

このため、本ガイドラインは、主に、事業者（施工者）が発注者から請け負って行う明り掘削のうち斜面掘削を伴う工事（以下「斜面掘削工事」という。）に関して、安衛則第355条の調査及び第358条の点検のより適切な実施方法、施工者が発注者及び設計者と協力して斜面崩壊の危険性に関する情報を共有するために実施することが望ましい方法及びそれらの留意事項を示すこととする。

本ガイドラインにより、工事関係者が斜面崩壊による災害防止のために必要な対策を適切に実施することを促進し、もって斜面崩壊による労働災害の防止に資することとする。

第2 適用対象

本ガイドラインは、次の1の工事に伴う2の作業に適用する。

1 適用する工事

主に中小規模の斜面掘削工事を対象とする。ただし、大規模な掘削工事に本ガイドラインを適用することも差支えない。（土止め先行工法によるものを除く。）

2 適用する作業

(1) 設計者の作業

斜面の設計

(2) 施工者の作業

手掘り又は機械掘りによる斜面の掘削作業、擁壁工事等に伴う床掘り、型枠の組立・解体、床均し、丁張り、ブロック積み、コンクリート打設の作業等及びその施工管理

第3 用語の定義

本ガイドラインで使用する主な用語の定義は、労働安全衛生関係法令で規定されているもののほか、次によるものとする。

1 斜面等に関する定義

(1) 「斜面」とは、自然又は人工的に形成された傾斜している地山の面をいう。

(2) 「切土部」とは、工事の対象となる斜面のうち、掘削し、地山の土砂を取り去る部分をいう。

(3) 「残斜面」とは、工事の対象となる斜面のうち、掘削せずに傾斜を残しておく部分をいう。

(4) 「斜面崩壊」とは、斜面を形成する地山が安定性を失い崩壊することをいう。

(5) 中小規模の斜面掘削作業とは、切土部の掘削高さが概ね1.5メートル以上10メートル以下の斜面の掘削作業をいい、大規模な斜面掘削作業とは、切土部の掘削高さが概ね10メートルを超える斜面の掘削の作業をいう。

ただし、土止め先行工法による作業の場合はこの限りではない。

(6) 「ハード対策」とは、斜面崩壊の前兆である斜面の変状の進行を防止するための対策のうち、斜面を補強する等の工事計画の変更を伴うものをいう。

なお、「変状」とは、普通とは異なる状態のことであり、ここでは斜面崩壊の前兆現象として、

斜面自体に亀裂、はらみ等が発生している状態をいう。

2 設計業務・工事関係者等に関する定義

- (1)「発注者」とは、仕事を他の者から請け負わずに注文する者をいい、公的機関、民間機関及び個人のいずれも含むものとする。
- (2)「調査者」とは、発注者が調査業務を外注した場合における当該調査業務を行う建設関連業者（測量業者、地質調査業者、建設コンサルタント等）をいう。
- (3)「設計者」とは、発注者が設計業務を外注した場合における当該設計業務を行う建設関連業者（建設コンサルタント等）をいう。
- (4)「施工者」とは、斜面掘削工事を実際に行う者のことといい、労働安全衛生法（昭和47年法律第57条。以下「安衛法」という。）第15条に規定する元方事業者及び関係請負人がいる場合には双方を含むものとする。
なお、発注者が施工業務を外注せず、当該発注者の施工担当部署が施工する場合には、本ガイドラインにおいては発注者と施工者の両方に該当するものとして取り扱う。
- (5)「点検者」とは、下記3の点検表による点検を行う者をいう。安衛則第358条に基づいて施工者が選任する点検者に加え、調査者及び設計者が点検を実施する場合における当該点検を行う者も含むものである。
- (6)「確認者」とは、点検者が行った点検内容に不備等が無いかを確認し、対応について判断する者をいう。点検者とは異なり、法令上、その選任が義務付けられているものではないが、調査者、設計者又は施工者が選任する確認者のいずれも含むものである。なお、確認者の選任に当たっては、点検者とは異なる者を選任するものとする。
- (7)「安全性検討関係者会議」とは、施工者が、変状の進行を確認した際に、斜面の状況を共有し、ハード対策等の実施の必要性を検討するために施工者が発注者に参加を要請して行う会議をいう。

3 点検表等に関する定義等

- (1)「点検表」とは、掘削する地山の状況を把握するため、設計者又は施工者が、目視等により点検を実施する場合の点検項目を一覧表にしたものをいい、以下の3種類がある。
 - ・設計・施工段階別点検表（別紙1）
 - ・日常点検表（別紙2）
 - ・変状時点検表（別紙3）3つの点検表の目的、点検時期は以下の①から③までのとおりであり、これらの点検表の使用単位は、地層ごととする。ただし、斜面の幅が長く、1枚の点検表を当該地層に適用することが困難な場合には、幅20メートル単位を目安として点検表を使用するものとする。
なお、日常点検表（②のア、ウ及びエの点検時期に限る。）は、安衛則第358条第1号において施工者に義務付けられている点検に係る事項であり、その他は、点検の実施が望ましいものとして点検表を示すものである。
 - ① 設計・施工段階別点検表
設計及び施工工程の各段階において、地形、地質状況等の斜面崩壊に関する地盤リスクの有無を確認し、安全に作業ができる掘削勾配であるかを確認するために使用するもの。
点検時期は、次のとおりである。
ア 設計時、イ 施工計画時、ウ 丁張設置時、エ 掘削作業前
オ 掘削作業終了時
 - ② 日常点検表
施工段階において、斜面崩壊の前兆である斜面の変状を発見するために使用するもの。
点検時期は、次のとおりである。
ア 毎日の作業開始前、イ 毎日の作業終了時、ウ 大雨時
エ 中震（震度4）以上の地震の後 等
 - ③ 変状時点検表
日常点検表で変状を確認した場合、変状の推移を観察し、斜面崩壊の危険性の有無を確認するために使用するもの。
点検は、変状の状況に応じて、必要な頻度で実施する。
- (2)「異常時対応シート」とは、施工者が、変状時点検表により変状の進行を確認した場合に、発

注者に当該斜面の異常、安全措置の状況等を元請事業者、発注者等に報告するため作成するシート（別紙4）をいう。

第4 発注者、設計者及び施工者の協力等の必要性

斜面掘削工事は、多様な工法により実施され、関連作業も数多いことから、斜面掘削工事を安全に実施するためには、事前に斜面を形成する地山の状況を的確に把握し、その結果を設計・施工工程に反映することが必要である。

しかしながら、あらかじめ掘削箇所の全ての地質を把握することは困難であり、実際に掘削して初めて地山の状況が明らかになることも少なからずある。

このため、施工者は、施工途中で新たな地盤リスクが判明した場合には、その情報を速やかに発注者及び、設計者と情報を共有した上で、必要な対策について検討を行い、適切な措置を講じることが重要である。このとき、必要に応じ情報共有の対象に調査者を含めるものとする。

これらについては、安衛法第31条の4により発注者は、「その請負人に対し、当該仕事に関し、その指示に従って当該請負人の労働者を労働させたならば、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反することとなる指示をしてはならない」とされていること及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針において「設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行うものとする。さらに、工事内容の変更等が必要となり、工事費用や工期に変動が生じた場合には、施工に必要な費用や工期が適切に確保されるよう、公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定・勧告）に沿った契約約款に基づき、必要な変更契約を適切に締結するものとする。」とされていることに留意すること。

設計者、施工者等は、それぞれ、安衛則の規定、当該ガイドライン等に基づき、それぞれが第5及び第6に示す事項を確実に実施するとともに、平素より相互にコミュニケーションを円滑にし、適切に情報共有できるよう特に留意する必要がある。

第5 設計者が設計を実施するに当たっての留意事項等

(1) 的確な事前調査及び点検の実施

設計者は、工事の対象となる斜面の地山の地質の状況（土・岩質区分）、地盤条件（斜面の安定性）等を適切に把握するため、調査者に実施させることも含め、必要に応じて文献調査、地表地質踏査、ボーリング等による地質調査等により事前調査を実施すること。

また、点検の実施に当たっては、設計者（点検を調査者に実施させる場合は調査者も含む）は、点検者を選任し、設計・施工段階別点検表により斜面の状態を点検させるとともに、確認者を選任して点検者が行った点検内容に不備等が無いかを確認すること。設計者は、設計・施工段階別点検表を発注者に提出するとともに、必要な対応を取ること。

(2) 適切な詳細設計の実施

設計者は、事前調査及び点検の結果を踏まえ、工事数量算出要領及び各種設計基準・指針に照らして工法、掘削勾配等の詳細設計を検討すること。詳細設計の検討に当たっては、安衛法第31条の4の規定に留意し、安衛則に規定された勾配での掘削とする等、安衛法又はこれに基づく命令の規定を遵守した設計とすること。

(3) 安全性検討関係者会議への参加

施工者から発注者に異常時対応シートが提出され、発注者から安全性検討関係者会議への参加を要請された場合は、同会議に出席すること。

第6 施工者の実施事項

1 元方事業者が実施すべき事項

(1) 統括安全衛生管理体制の確立及び適切な統括安全衛生管理の実施

元方事業者は、現場の規模に応じて統括安全衛生責任者を選任する等により、安衛法に基づく統括安全衛生管理体制を確立するとともに、特に安衛法第30条第1項第1号から第3号までに規定する次の事項に重点を置き、斜面掘削工事現場での統括安全衛生管理を徹底しなければならない。

- ① 協議組織を設置し、その会議を定期的開催して、斜面に関する情報を共有する。
- ② 毎作業日に、関係請負人が行う作業の連絡・調整を随時行う。

- ③ 毎作業日に少なくとも1回、作業場所を巡視する。
- (2) 作業主任者の選任
元方事業者が自ら2 m以上の高さの斜面を掘削する作業を行うときには、安衛則第 359 条の規定に基づき、地山の掘削作業主任者を選任し、その者の指揮により、当該作業を行わなければならない。
- (3) 関係請負人に対する技術上の指導等
元方事業者は、安衛法第 29 条の 2 の規定に基づき、工事を実施する関係請負人がその場所に係る危険を防止するための措置を適正に講ずるとともに、第 30 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、関係請負人が、点検者に対して適切に知識を付与できるよう、技術上の指導、必要な資材、場所等の提供等を実施しなければならない。
- (4) 掘削作業を行う箇所の調査
施工者は、安衛則第 355 条の規定に基づき、地山の掘削作業を行う箇所の調査を行わなければならない。
なお、発注者、調査者又は設計者が同条に規定する「適当な方法」によって行った調査結果を調べることも同条に規定する「適当な方法」による調査に含まれることとされている。
- (5) 点検の実施
元方事業者が自ら掘削の作業を行う場合には、安衛則第 358 条の規定に基づき、点検者を指名して、作業を開始する前、大雨の後及び中震以上の地震の後に斜面の状況を点検させなければならない。点検に当たっては、日常点検表を使用すること。
- (6) 点検結果を踏まえた危険防止のための措置の実施
元方事業者は、点検者による点検結果を踏まえ、地山の崩壊又は土石の落下により労働者に危険を及ぼすおそれのある場合は、安衛則第 361 条の規定に基づき、当該危険を防止するための措置を講じなければならない。

2 元方事業者が実施することが望ましい事項

- (1) 適切な施工計画書の作成
元方事業者は、発注者から示された仕様書、発注者から得られた斜面の地盤条件の情報等や設計者による設計・施工段階別点検表等の点検結果、自ら実施した現地踏査時の点検結果、必要に応じて自ら実施する地質調査、過去に周辺で行われた類似工事の施工情報及び施工の安全性を十分考慮し、安衛法第 28 条の 2 の規定に基づくリスクアセスメントを実施した上で、(2) から (5) の事項を含んだ施工計画書を作成し、発注者に提出すること。
- (2) 適切な施工費等の計上
当該変更工事の一部を関係請負人に請け負わせるに当たっては、安全対策に要する経費を含む適切な経費を計上すること。
- (3) 斜面の点検及び確認の適切な実施、点検結果に基づく措置等
元方事業者は、点検者を選任し、第 3 の 3 の (1) の①のイからオの各段階においては設計・施工段階別点検表により、②のアからエの時期においては日常点検表により、日常点検表で変状を確認した場合は変状時点検表により、斜面の状態を点検させるとともに、確認者を選任して点検者が行った点検内容に不備等がないかを確認し、斜面の状況に応じて適切な措置（関係請負人に対する必要な指示を含む。）を講ずること。
点検者の選任に当たっては、各種点検が適切に実施されるよう、必要な知識を有する適切な点検者を選任すること。今後、点検者に選任する可能性のある自らの労働者に対しては、あらかじめ必要な知識を付与した上で、十分に点検の補助等の実務経験を積ませるよう留意すること。
また、確認者については、統括安全衛生責任者又はこれに準ずる者を確認者に選任すること。
- (4) 異常時対応シートの作成及び発注者への報告
変状時点検で変状の進行を確認した場合、異常時対応シートを作成し、当該斜面の異常、安全措置の状況等を発注者に報告すること。
- (5) 安全性検討関係者会議の開催及びその結果を受けた工事の変更
元方事業者は、異常時対応シートを作成し、発注者に報告した場合、安全性検討関係者会議を開催し、発注者に参加を要請して、異常時対応シート記載事項により報告した斜面の状況に対応するためのハード対策等の労働災害防止のための措置を検討すること。労働災害防止のための措置が決定された場合には、施工計画書を変更し、当該変更された施工計画書に基づき工

事を実施すること。

3 関係請負人が実施すべき事項

(1) 安全衛生管理体制の確立

元方事業者の構築する上記1(1)の統括安全衛生管理体制に対応し、安全衛生責任者等を選任するとともに、安衛法第32条第1項の規定に基づき、上記1(1)①から③までの措置に応じて、統括安全衛生責任者と必要な連絡調整を行い、特に斜面に関する情報を適切に把握する等、必要な措置を講じなければならない。

(2) 掘削作業を行う箇所の調査

施工者は、安衛則第355条の規定に基づき、地山の掘削作業を行う箇所の調査を行わなければならない。

なお、発注者、調査者又は設計者が同条に規定する「適当な方法」によって行った調査結果を調べることも同条に規定する「適当な方法」による調査に含まれることとされている。

(3) 作業主任者の選任

2m以上の高さの斜面を掘削する作業を行うときには、安衛則第359条の規定に基づき、地山の掘削作業主任者を選任し、その者の指揮により、当該作業を行わなければならない。

(4) 斜面の点検、確認のための報告、点検結果に基づく措置の実施等

関係請負人は、安衛則第358条の規定により、点検者を指名して、作業を開始する前、大雨の後及び中心以上の地震の後には斜面の状況を点検させなければならない。点検に当たっては、日常点検表を使用すること。

4 関係請負人が実施することが望ましい事項

関係請負人は、2の(1)から(5)の事項を、元方事業者とも連携して実施すること。

5 元方事業者及び関係請負人が実施すべき事項

(1) 安全衛生教育の確実な実施

元方事業者及び関係請負人は、発注者や関係団体の協力を得て、作業に従事する労働者に対して計画的な安全衛生教育を実施する。また、新規入場者に対する教育を確実に実施しなければならない。

(2) 緊急時の退避

元方事業者及び関係請負人は、変状が極めて早く進行し、斜面崩壊による労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、労働者を安全な場所に退避させなければならない。

6 元方事業者及び関係請負人が実施することが望ましい事項

(1) リスクアセスメントの実施

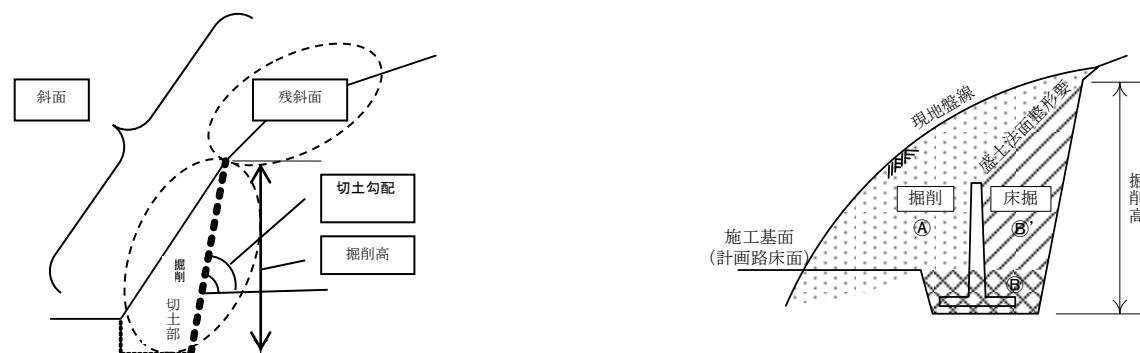
元方事業者及び関係請負人は、リスクアセスメントを実施した上で、元方事業者の作成する施工計画書及び元方事業者が作成する作業箇所の状況に応じた作業計画を作成し、その作業計画に基づき作業を行うこと。なお、関係請負人が作業計画を作成するに当たって活用できるよう、元方事業者は自ら行ったリスクアセスメントの結果や、必要に応じて発注者の実施した事前調査及び点検の結果、施工計画書において安全確保上留意した事項に関する情報等を提供すること。

(2) 避難訓練の実施

元方事業者及び関係請負人は、斜面崩壊による労働災害を防止するため、工事の各作業（上記第2の2の(2)の各作業をいう。）を行うに当たり、関係請負人を含めた避難訓練を1回以上実施すること。避難訓練においては、斜面崩壊が発生した際にすべての労働者が安全に避難できることを確認するとともに、避難訓練の結果を検討し、必要に応じて避難の方法を改善すること。

- この点検表は、掘削する地山の露頭（①調査・設計、②施工計画）、表面（③丁張り）、内部（④掘削作業前時 ⑤掘削終了時）と斜面の状況が確認できる状態ごとに特に注意の必要な切土部の調査項目をチェックするためのものである。1項目でも「有」があれば安全性の検討を行い、安全な切土こう配とするなど、施工の安全性を確保してから次の段階に進む。
- この点検表は主に切土部の掘削高さが概ね10メートル以下の掘削作業に用いる。

工事箇所名				有無未に○印をつける： 有=現象がある / 無=現象がない / 未=未確認（確認できない）				
位置	要因	項目	現象（確認内容）	①調査・設計	②施工計画	③丁張	掘削	
							④作業前時	⑤終了時
残斜面	地形	地すべり地	亀裂、段差、等高線の乱れ等がある	有 無 未	有 無 未	有 無 未	有 無	有 無
		浮石・転石	不安定な状況にある	有 無 未	有 無 未	有 無 未	有 無	有 無
		オーバーハング	新鮮な崩壊が認められる	有 無 未	有 無 未	有 無 未	有 無	有 無
	周辺状況	植生	周辺の植生と異なるまたは竹林等がある	有 無 未	有 無 未	有 無 未	有 無	有 無
		構造物	クラックなどの変状がある	有 無 未	有 無 未	有 無 未	有 無	有 無
切土部	地質等 (土・岩質)	崩積土・強風化斜面	不均一で軟弱な土質である	有 無 未	有 無 未	有 無 未	有 無	有 無
		砂質土等	特に浸食に弱い土質である	有 無 未	有 無 未	有 無 未	有 無	有 無
		風化が速い岩	表層から土砂化する岩である	有 無 未	有 無 未	有 無 未	有 無	有 無
		割れ目の多い岩	亀裂が多く、もろい岩である	有 無 未	有 無 未	有 無 未	有 無	有 無
	構造	流れ盤	流れ盤亀裂で簡単にはく離する	有 無 未	有 無 未	有 無 未	有 無	有 無
		破碎帯など	すべる可能性がある弱層がある	有 無 未	有 無 未	有 無 未	有 無	有 無
	湧水	地下水	常時・多量の湧水、湧水に濁りがある	有 無 未	有 無 未	有 無 未	有 無	有 無
	凍結	凍結融解	凍結・融解が著しく起こる	有 無 未	有 無 未	有 無 未	有 無	有 無
	災害記録	斜面崩壊	近傍工事箇所での崩壊履歴がある	有 無 未	有 無 未	有 無 未	有 無	有 無
	備考	「有」と記入した場合、状況や対応を記入する。						
月/日 点検者サイン				/	/	/	/	/
施工の安全性の確保ができている 月/日 確認者サイン				/	/	/	/	/



異常時対応シート

別紙4

(第 報)

令和 年 月 日 AM/PM 時 分

工事名 (業務名)			請負者 (受注者)		
送付先	氏名			職種	
	連絡先				
連絡者	氏名			職種	
	連絡先				
異常確認日時	平成 年 月 日 () 時 分				
異常確認箇所					
異常確認時の 作業内容					
進行した 変状の種類	切土部	<input type="checkbox"/> ①切土こう配 <input type="checkbox"/> ②亀裂 <input type="checkbox"/> ③はらみ <input type="checkbox"/> ④落石 <input type="checkbox"/> ⑤崩壊 <input type="checkbox"/> ⑥湧水 <input type="checkbox"/> ⑦浮石・転石			
	残斜面及び周辺	<input type="checkbox"/> ②亀裂 <input type="checkbox"/> ③はらみ <input type="checkbox"/> ④落石・ <input type="checkbox"/> ⑤崩壊 <input type="checkbox"/> ⑦浮石・転石 <input type="checkbox"/> ⑧樹木 <input type="checkbox"/> ⑨構造物			
	ほか	<input type="checkbox"/> ⑫特記すべき現象 <input type="checkbox"/> ⑬その他 ()			
変状状況	別紙に添付	<input type="checkbox"/> 現場写真 <input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 横断図 <input type="checkbox"/> その他 ()			
現在の 措置状況 (応急措置)	措置判断者 (確認者名)				
		<input type="checkbox"/> 引き続き変状を観察する(措置なし) <input type="checkbox"/> 変状のモニタリングを実施する <input type="checkbox"/> 監視員を配置する <input type="checkbox"/> 変状のある付近を立入禁止にする <input type="checkbox"/> 変状のある付近での作業を中断し、退避する <input type="checkbox"/> その他 ()			
※現時点で不明な点については「不明」と記入					
対応指示・ 結果報告	今後の対応に関する 指示事項				
	対応結果報告				
	対応内容				
緊急連絡先	<input type="checkbox"/> 発注者		TEL		
	<input type="checkbox"/> 施工者(本社)		TEL		
	<input type="checkbox"/> 施工者(現場)		TEL		
	<input type="checkbox"/> 専門工事業者		TEL		
	<input type="checkbox"/> 設計者		TEL		
	<input type="checkbox"/> 調査者		TEL		

土砂崩壊による死亡災害事例

鹿児島労働局

発生年月	業種	被災時の職種	性別	年齢	経験年数	事故の型	起因物	災害の概況(速報による)
平成30年 10 月	建設業	作業員・技能者	男	62	6年	崩壊、倒壊	地山、岩石	市道脇の斜面上にて、台風による倒木の撤去作業のため、被災者はクレーン車で支えられた立木をチェーンソーで伐倒する作業を行っていたが、立木の伐倒後、伐倒木から離れた場所で待機していたところ、待機場所上方の幅2.5メートル、高さ5メートルの斜面の土砂が崩壊し、生き埋めになったもの。被災者は約2時間後に救出されたが、現場で死亡が確認された。

労働保険の年度更新（申告・納付）は 6月3日から7月10日までです

鹿児島労働局では、労働保険徴収室・労働基準監督署をはじめ県内25の会場で、労働保険年度更新申告書の受付を行います。郵送やインターネットによる手続も可能ですので、ぜひご利用ください。

事業主の皆様には、法定期限である7月10日（水）までに申告・納付を済ましていただきますようお願いいたします。納付については、口座振替も選択できます。

なお、受付・審査事務の一部を外部委託しているため、受託業者から申告内容について問い合わせをすることがあります。

（総務部労働保険徴収室）

資料 労働保険年度更新申告書集合受付日程表

労働保険年度更新申告書集合受付日程表

地区	会場	時間	開催日	曜日	第1希望会場	住所	電話番号
鹿児島 日置	谷山	10:00~16:00	6月25日	(火)	オロシティーホール (大会議室)	鹿児島市卸本町6-12	099-260-2111
	鹿児島	10:00~16:00	6月27日	(木)	かごしま県民交流センター (東棟4階大研修室第3)	鹿児島市山下町14-50	099-221-6600
			6月28日	(金)			
いちき串木野	10:30~15:00	7月2日	(火)	ホテルアクシアくしきの (みさきの間)	いちき串木野市長崎町 101	0996-32-4177	
南薩	南さつま	10:30~15:00	6月17日	(月)	南さつま市民会館(第2会議室)	南さつま市加世田川畑 2627-1	0993-53-2331
	指宿	10:30~15:00	6月21日	(金)	指宿市民会館(大会議室)	指宿市東方12000	0993-22-4105
熊本	西之表	10:30~16:00	6月12日	(水)	種子島合同庁舎(国) (第2会議室)	西之表市西之表 16314-6	0997-22-1318
	中種子	9:30~12:00	6月13日	(木)	中種子町立中央公民館 (小会議室)	熊本郡中種子町 野間5186-2	0997-27-1111
	屋久島	13:30~16:00	7月4日	(木)	屋久島離島開発総合センター (第1会議室)	熊本郡屋久島町 宮之浦1593	0997-42-0100
		10:00~12:00	7月5日	(金)	屋久島町総合センター (大会議室)	熊本郡屋久島町安房 187-1	0997-43-5900
北薩	さつま町	10:30~15:00	6月20日	(木)	宮之城ひまわり館 (いきいき学習室)	薩摩郡さつま町 宮之城屋地2117-1	0996-52-1123
	出水	10:30~15:00	6月26日	(水)	ホテルキング (2階バンケットホール)	出水市向江町5-18	0996-62-1511
	薩摩川内	10:30~15:00	7月3日	(水)	薩摩川内市国際交流センター (2階会議室A・B)	薩摩川内市 天辰町2211-1	0996-22-7741
			7月4日	(木)			
大隅	曾於	10:30~15:00	6月12日	(水)	曾於市商工会大隅支所 (2階大会議室)	曾於市大隅町岩川 6491-2	099-482-1432
	鹿屋	10:30~15:00	6月18日	(火)	鹿屋合同庁舎(国) (4階会議室)	鹿屋市西原4-5-1	0994-43-3385
			6月19日	(水)			
志布志	10:30~15:00	7月5日	(金)	志布志市文化会館(集会室1)	志布志市志布志町 志布志2238-1	099-472-3050	
始良 伊佐	伊佐	10:30~15:00	6月13日	(木)	伊佐市文化会館 (小ホール)	伊佐市大口鳥巢305	0995-22-6320
	霧島	10:30~15:00	6月24日	(月)	国分シビックセンター (多目的ホール)	霧島市国分中央3-45 -1	0995-45-5111
	始良	10:00~15:00	6月26日	(水)	始良市文化会館加音ホール (第1・2会議室)	始良市加治木町木田 5348-185	0995-62-6200
奄美	喜界	9:00~12:00	6月12日	(水)	喜界町中央公民館(団体室)	大島郡喜界町赤連 18-2	0997-65-0229
	瀬戸内	13:30~16:00	6月13日	(木)	せとうち物産館(2階会議室)	大島郡瀬戸内町古仁屋 船津31	0997-72-4595
	名瀬	9:00~17:00	6月14日	(金)	奄美文化センター (2階第2会議室)	奄美市名瀬長浜町517	0997-54-1211
	沖永良部	15:00~17:00	6月20日	(木)	知名町中央公民館 (2階会議室)	大島郡知名町知名411	0997-93-2041
		9:00~12:00	6月21日	(金)	和泊町商工会館(会議室)	大島郡和泊町和泊 1225	0997-92-0148
	徳之島	10:30~17:00	6月27日	(木)	徳之島合同庁舎(2階会議室)	大島郡徳之島町亀津 553-1	0997-82-1438
		9:00~12:00	6月28日	(金)			
与論	15:00~17:00	7月4日	(木)	与論町中央公民館 (第1研修室)	大島郡与論町茶花 1015	0997-97-2079	